

日本軍政下における南方占領地の教育政策に関する研究 ——ビルマと北ボルネオの場合——

石 井 均

は じ め に

南方軍政下の教育政策に関する研究は最近徐々に蓄積されてきたが、いまなお十分なものとはいえない。そこで本稿は、筆者の南方教育政策研究の一環として、今までにほとんど検討がなされていないビルマと北ボルネオを扱うものである。ビルマは日本（軍）によって早々と独立を認められる方針であったが、北ボルネオは43年5月の御前会議によって「帝国領土」と決定された地域であった。したがって本研究の目的はこうした日本の戦略上の重要度の違いによって、この両者の間には教育政策において、どのような共通性と相違性があるかを検討しようとするものである。

I. ビ ル マ

1 「林」集団の軍政機構と基本的教育政策

(1) 「林」集団の軍政機構と教育行政

ビルマ占領後、林集団（第十五軍）長は1942年3月に「林集団命令」をもって、軍政部の編成を命じ、部内には総務部、産業部、財務部、交通部および宗務部が置かれた。また42年6月3日「軍政施行及中央行政機関設立準備委員会結成ニ関スル布告」を発して、ビルマ人による中央行政機関の設立を準備し、同年8月1日バ・モウ（Ba Maw）を長官とする「行政府」が発足した。軍政部自体は、この行政府の指導監督に当たることになり、行政府には軍政要員が入らず、地方行政組織もビルマ人のみによって運営されていた。したがって統治の方式はフィリピンの場合と同じで、間接統治形態をとっている。ただビルマ族と民族的に対立関係にあったカレン族の多い「シャン」州および「カレンニ」州の行政は、軍が直轄することになり42年11月14日に「シャン州政府」が設置されている¹⁾。

42年7月には軍政部は軍政総監部と改称された。ビルマにおける教育、文化、宗教に関する業務は占領当初は総務部政務課に、次に政務部に所属していたが、作戦治安の関係上その他種々の困難な事情によって業務に特記すべきことはないと言われる²⁾。

したがって教育政策が本格化するのは、同年11月12日付で文教部が特設されてからである。

文教部は教育課と文化課の二課を有しており、教育課は(イ)教育の基本政策に関する事項、(ロ)教育制度整備に関する事項、(ハ)教育行政の指導監督に関する事項、(乙)日本語の普及に関する事項を所管し、文化課は(イ)宗教行政の指導監督に関する事項、(ロ)文化政策に関する事項、(ハ)文化団体の指導に関する事項を掌っていた³⁾。

その後1943年3月には軍編制の改変により、新たにビルマ方面軍（「森」集団）が新設され、第十五軍（「林」集団）の戦闘序列も更改されて、以後第十五軍はビルマ方面軍に隸属することになっている。これに伴って軍政監部は同方面軍司令部に付設されているが、もちろん基本的には林集団の教育政策を受け継いでいる。

なおビルマは43年8月1日、日本軍政下に独立国として誕生しており、ビルマ方面軍軍政監部は、いわゆる参謀部別班に改組されている。

(2) 「林」集団の基本的教育政策

「林」集団の教育の基本方針はまず「林集団占領地統治要綱」（1942年3月15日）の第四十一条にみることができる。「第四十一条 教育ハ当分現制度ヲ踏襲シ急激ナル改変ヲ行ハサルモノトス。排日教育並ニ拝英米教育ヲ絶滅シ逐次日本語ノ普及ヲ図リ努メテ英語ノ使用ヲ避クル如ク施策ス。」⁴⁾

また「行政府」開庁に関する林集団命令（1942年8月1日）には「教育ニ於テハ拝英米思想ヲ絶滅シ大東亜共栄圏理念ヲ徹底セシムルト共ニ速カニ日本語ノ普及ヲ図リ英語ノ使用ヲ避クルニ至ラシムヘシ。民衆特ニ青少年ニ対シ剛健勤勉ナル資質ヲ付与シ技術能力ヲ向上セシムル如ク着意スルヲ要ス」⁵⁾とされている。

このようにビルマにおいても初期の日本軍政下の教育政策の基本方向は、英米思想の一掃、大東亜共栄圏理念の徹底、日本語の普及、技術能力の向上・勤労精神の涵養をそのねらいとしていた。

さらに42年11月12日の文教部の設置に伴って、活発な教育政策が展開されるが、ビルマ文教当局は11月25日ラジオで次のような方針を発表している。「旧来の非効率的で有害な教育制度は根絶されねばならず、ビルマ人をして、他の大国がすでに達成している水準にまで至らしめることを可能にする新教育制度が樹立されなければならない。母語であるビルマ語を教授用語として教育が行われることになる……11月16日、新しい教育方法を使う男女中等学校教員養成所が設置され、ラングーンはじめ国内全土の新学校の設立に向けて、適切に訓練された教員が養成されよう。これらの養成所の生徒は、中間学校と初等学校では幅広い初等基礎知識を確実に教えるよう教育されよう。中等学校の施設においては技術教育ならびに普通教育が提供されよう。大学教育も、これに適格かつそれを望む者に対して提供されよう。各学校段階で最も重要な部分は、身体的訓練になろう。ビルマの子供達のための書物ができるだけ早急に作成されよう。各種の世界事情に関して、国際的な好評を得ている著作がビルマ語に翻訳されることになろう。」⁶⁾

基本的政策は占領初期と変わらないが、このラジオ声明ではビルマ語を教授用語とする教育が行われること、中等学校では技術教育が強調されていること、さらに各学校段階では「身体的訓練」すなわち鍛成が行われることなどが注目されよう。

2 日本化の教育施策

(1) 日本語の普及

ビルマにおいても日本語の普及徹底が急がれている。軍政当局内部では、42年3月頃から日本語普及の問題が起きたようである。ビルマにおいては、従来の学校で英語以外の教授用語の選択を自由とし、日本語を必修科目にすると同時に、日本語学校を別に併立していく方針がとられている⁷⁾。こうした方針のもと軍は、軍直轄あるいはその他各種の日本語学校をビルマ全土に建っている。

すでに述べた「林集団占領地統治要綱」にも日本語の普及が強調されており、42年6月1日には、上田天瑞を校長とする軍蘭貢日本語学校が、軍の直接の経営指導のもとに開設されている。この日本語学校を皮切りに、ビルマには日本語学校が次々と開校されており、日本語が徐々に普及されることになるのである。

その後43年2月には、「日本語学校設立並ニ経営要綱」が決定された。この要綱ではその目的が次のように述べられている。

「日本語学校ハ軍政ノ円滑ナル遂行及原住民トノ親善強化ノ為メ現地各民族ニ対シ日本語教育ノ基礎ヲ授ケ以テ全緬甸ニ日本語ヲ迅速ニ普及スルヲ目的トス。同時ニ日本軍ヘノ協力並ニ大東亜共栄圏理念ノ把握ニ就キ特ニ留意スベキモノトス。」⁸⁾

この要綱に基づいて「シャン」州政府管内10校（うち教員養成所1校）、行政管内40校（うち教員養成所1校）の設立が計画され、校舎その他の施設設備の準備にとりかかった。しかしこの時点で日本本国から派遣される教員は240名の予定であったが、43年7月下旬になって僅かに16名しか着任できなかった。このため蘭貢日本語学校はじめ、「オツタマ」、「マンダレー」、「マイミョウ」、「サガイン」、「バセイン」、「ペグー」、「タトン」、「モールメン」の各日本語学校の計9校が開校されていたのであった。このほか軍政監部の直接の指導経営ではないが、各地駐屯部隊の経営する日本語学校は約25校あった⁹⁾。

このうち蘭貢日本語学校は、上田天瑞を校長として占領直後の42年6月に開校されている。この日本語学校とその後開校された「ペグー」日本語学校は軍政監部の直轄であった。『緬甸軍政史』によれば、特に前者は42年6月から43年6月に至る「一個年間ニ学ベルモノ実ニ三千余名ノ多キニ達シ、其ノ卒業生ノ多クハ軍官民各方面ニ多大ノ貢献ヲ為シツツアリ」¹⁰⁾と記録されている。

43年になっても日本語教育上の大きな問題は、教科書、教材、教育方法上の不統一であった。軍政監部では、陸軍省に対し南方向日本語教科書の編纂状況について照会している。しかしこの時期内地では文部省でさえ南方向教科書の企画段階であった。このため陸軍省からは内地編

纂の南方向日本語教科書はなお若干の日時を要するので、出来れば現地において使用教科書を編纂すべき旨の返電があった¹¹⁾。

そこでビルマでは43年4月には日本語学校・日本語学校教員養成所用の日本語教科書編纂委員会が設置されている。「日本語学校及日本語教員養成所教科書編纂要領」(1943年4月14日、緬甸軍政監)によれば、その編纂方針は「短期速成ヲ以テ醇正ナル日本語ヲ授ケ且ツ現地ノ事情ニ即シツツ日本精神ノ把握並ニ大東亜共栄圏ノ理念ノ徹底ヲ図リ、日本ニ対スル協力ノ精神ヲ啓発スルト共ニ緬甸建設ニ挺身スル人材ヲ養成シ得ルヤウ編纂ス」¹²⁾となっている。この委員会の計画では、教科書は全5巻からなり第一巻から第四巻まではそれぞれ3ヶ月用で、1年で終了予定であり、第五巻は研究科用で6ヶ月用であった¹³⁾。

ところがビルマは43年8月1日に独立し、軍政監部が廃止されたためこの委員会も自然消滅となつたが、教科書編纂の努力はその後別の組織に引き継がれていった。すなわち教科書編纂の業務は、新設の監督部文教班において継続されることになり¹⁴⁾、最終的には45年に完成したようである¹⁵⁾。

なお、ビルマにおける数多くの日本語学校での実践・回顧の記録は、セクパン会編『せくばん—ビルマ日本語学校の記録』にみられる。日本軍政下のビルマにおける多くの日本側資料によれば、他国語を排斥してきたビルマの僧侶達をはじめとして日本語学習熱が高かったと言われている¹⁶⁾。このことが事実であるかどうかは疑問であるが、日本軍が積極的な日本語普及の政策を展開したのは事実である。

(2) 教員の鍛成施設

すでに述べたように、日本軍政下のビルマにおいても日本軍が文教業務の第一に着手したことは、ビルマの各種の学校における英米依存・排英米思想の一掃と大東亜共栄圏理念の徹底であった。42年11月には行政府の教育局を「指導督励」して、各種の学校で使用されていた教科書類特に、ビルマ語、歴史、地理などの教科書の内容を検討し、日本にとって不適当なる箇所を修・訂正ないしは削除している。また同時に、日本軍は英語教育の中止と英語教科書の使用厳禁を指令しているのである¹⁷⁾。さらに教員に対してその理念を理解させる必要があるため、軍では緬甸教員鍛成所を設置し全ビルマ各種の学校の中堅教員を募り合宿訓練などの方策を実施している。

もともと42年11月以来度々、2週間、1ヶ月、3ヶ月の教員講習会が開設され、約700名の講習生を卒業させてきた¹⁸⁾。しかし43年2月には恒久的な施設を作る必要があるとされ、この緬甸教員鍛成所が設置された。この鍛成所は全ビルマの各種の学校の中堅教員を募り合宿訓練を実施してきた。ここは最初「マカインロード」の「チンチョンパレス」(仮称)内に開校され、その第1期生は2ヶ月をもって終了した。その後は「コミショナーロード」の旧貨物廠跡に移され、第2回講習が行われ受講生は300名、期間はそれぞれ1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月に分けられた¹⁹⁾。

ここでの授業科目は特に日本語、日本歴史、大東亜共栄圏理念を主たるものにして、実践科

目として教練、体操、勤労作業、団体訓練をも授けていた。講師はいずれも軍政部要員であつた²⁰⁾。『緬甸軍政史』によれば「緬甸人ノ欠陥タル怠惰、安逸ノ性情並ニ不規律、無統制ノ習慣、勤労蔑視ノ弊風ノ一掃ニ努メツツアリシガ、漸次勤労愛好ノ風ノ生ジツツアルハ洵ニ喜バシキ事象ナリ」²¹⁾と記録されている。

(3) シャン州における日本化の教育施策

すでに述べたように、住民の治安状態のきわめて悪いシャン州には特別に「シャン州政府」が設けられていたが、ここでは独自の教育施策を行っていた。『緬甸軍政史』によれば、シャン州の教育に関する一般的要領は、以下のとおりであったとされている。

「州民ヲシテ速カニ我が皇道ニ則リ大東亜共栄圏理念ニ透徹セシムルヲ以テ主眼トス。此ノ為メ多年ニ亘ル英國ノ非人道的悪政ノ弊風ヲ払拭シ、以テ大東亜構成分子トシテノ本然ノ姿ニ起チ還リ「シャン州」ノ地位ト使命ヲ自覚セシムルト共ニ、其ノ負荷スル責任ヲ完遂シ得ベキ剛健ナル氣風ト充全ナル資質ヲ啓培鍊成スルヲ要ス。実際ノ施策ニ当リテハ住民ノ適応能力ヲ考慮シ苟クモ空疎ニ墮スルヲ避ケ実ニ就クヲ以テ根本ト為セリ。」²²⁾ シャン州でも日本占領直後から、日本語が積極的に普及されている。シャン州においてはもともとは宣撫をかねて駐留部隊が日本語学校を開校していたのであるが、43年3月に軍政監の指示に基づいて日本語学校制度を整備していった。日本語学校の中には官立小学校を併設するものもあり、同年5月1日から新たに教育が開始されている²³⁾。

これに先立つ43年2月1日には「シャン州」教員養成所を「タウンジー」市に開設している。この養成所には、中等学校卒業程度の学力を有するものは経験の有無を問わず試験のうえ、毎回45人程度を入所させ3ヵ月間、日本語および日本式教育の要領を習得させている²⁴⁾。

シャン州ではまたこれと並行して小学校の教育をも整備しており、43年2月20日、小学校教育制度、小学校教員任用および視学制度を規定によって定めている。特に小学校においては児童の就学を準義務制とし、「授業内容ハ内地ノ初等教育制度ニ準ジ特ニ実科ヲ加味シ、教授用語ハ日本語ヲ主体」²⁵⁾としていたようである。なお中等教育については一応その準備にはかかっていたようであるが、「情勢ノ変化ニ伴ヒ一時中止シタル保終止」したようである²⁶⁾。また視学制度は同年4月1日以降、徐々に実施されていた。

さら州政府は、州民の指導者養成のための鍛成機関として、43年7月1日には「タウンジー」市に「シャン州指導者鍛成所」を開設している。この鍛成所は修業年限1年の予定で、第1回は土侯政府関係者の子弟39名を合宿させて収容し、日本精神の徹底、体操教練による身体の鍛練、農耕実施による実学の体得を期して生活訓練を行っていた。ただ政府終止に伴い前半の終了を機会に一応帰郷させることとし、12月22日終了式を行っている²⁷⁾。

なお43年8月1日のビルマの独立に際して「シャン」諸州、「カレンニ」諸州等がビルマに編入されることになったが、その事務取り扱いについて「シャン」州政府長官は「業務実施ニ関スル長官指示事項」(43年7月24日)(シャン州)を示している。この中には教育に関しても指

示されており、「教育ハ一般民衆ヘノ日本語ノ普及ヲ促進スルヲ第一トス之カ為メ日本語学校ハ勿論小学校ニアリテモ日本語教育ノ時間ヲ極力増加スルト共ニ教員ノ配置教科書配布及学用品ノ配給ニ努ム尚現地人官吏ニ日本語教育ヲ徹底セシメ、速ニ日本語ヲ以テ執務シ得ル如ク其ノ向上ヲ圖ル。為シ得ル限り土侯州学校ノ日本語普及ニ努ムルト共ニ一般民衆ノ日本語普及ヲ強化ス。」²⁸⁾とされているのである。すなわち、各地方がどのような行政区画になろうとも日本軍にあっては、日本語の普及ということが最も重要なねらいであった。

3 「ビルマ国」の成立と教育施策

1943年8月1日、新「ビルマ国」はバ・モウ (Ba Mau) を首班として日本軍支配下に成立した。フィリピンと同じくビルマでも、すでに42年10月の東京での軍政監会議において、「南方占領地各地域別統治要綱」(大陸指第1308号)によって各軍に正式に独立の方針が示達されていた²⁹⁾。もちろん東条首相の第79帝国議会での言明によって、早くから独立の方針は決められていたのである。

8月4日には「緬甸国家基本法」が制定され、日本軍政下に新内閣が誕生している。内閣には教育担当省として「教育衛生省」が置かれ、独立当初は教育局、衛生局、医務局、ラングーン大学などの各部局を有していた。教育衛生省は1944年4月までに、日本語学校の増設、初等学校、教員鍛成所、家政女学校、医師養成所、ラングーン大学などの開校または再建、各種認定試験の施行、日本ビルマ文化協会の設立、留学生の選考および派遣、教学刷新要綱の策定などの施策を実行していた³⁰⁾。

日本軍によるビルマ軍政に関しては、ビルマ独立と同時に軍政監部が廃止されるが、いわゆる参謀本部別班等による間接支配が行われ、その支配の形態は從来と結局ほとんど変わっていない。したがって教育行政についても、一応「教育衛生省」が存在したものの、参謀本部による間接支配は続けられていたと言ってよからう。ビルマ独立とともに（森集団）監督部（文教班）等を経て、のち（森集団）参謀二課（44年12月以降）で、さらに参謀三課（45年1月以降）で取り扱われていた³¹⁾。

新ビルマ政府の基本的な教育方針は、日本軍による直接支配の時代と変わるものではない。独立ビルマの教育方針は、「国民精神の作興、挙英思想の除去、大東亜共栄圏理念の徹底等であるが、政府は、教育の実施に当っては、特に初等教育の普及徹底と技術教育の向上に重点を置き、差当り諸学校の再開整備に努力すると共に、日本語の普及に力を入れた」³²⁾という。日本軍政のもとに独立を達成した「ビルマ国」も、やはりフィリピンの政府と同じく日本軍の傀儡政権に間違はない。

次に新「政府」は日本語の普及には腐心していたようである。旧軍政監部の直接指導下にあったラングーン日本語学校、ペグー日本語学校および私立オッタマ日本語学校は、43年4月1日に行政府に移管され、独立後もビルマ政府が引き継いでいる。日本語学校は44年2月末までには全国で39校に達したとされている。なお、日本語学校以外の各種の学校においても日本語

教育には力が入れられたという³³⁾。

したがってビルマ独立後にも日本語学校が次々と開設された。蘭貢第二日本語学校（43年12月開校）、シリアム日本語学校（同43年12月）、ワネットチャウン日本語学校（同44年4月）等が次々に設立され、『せくばん』（前掲書）によると最終的にはラングーン大学や医師養成所の日本語クラスまで含めると約60校にものぼっている。またビルマに渡った文教要員は、初期の軍政要員も含めて約270名にも及んだと言われる³⁴⁾。

ところでビルマでは日本語普及の影に隠れてはいたが、ビルマ語の普及も重要視されていたのである。たとえば「緬甸国家基本法」（43年8月4日）の国語の項では、「第三十六条 新緬甸国ノ公用語ハ緬甸語トスル」とされている。これは従来の議会、高等法院における用語が英語と定められていたものが廃止されたことによるが³⁵⁾、その他の少数民族の言語については配慮がなされているとは思えない。このようにして日本軍の後押しのもとにビルマ語も普及されてきたことは言うまでもない。

II. 北 ボ ル ネ オ

1 「灘」集団の軍政機構と基本的教育政策

(1) 「灘」集団の軍政機構と対民族政策

北ボルネオは1941年12月に「川口支隊」によって占領され、以来治安の回復と民生の安定が図られていた。以後「中畑部隊」を経て42年5月には「ボルネオ」守備軍、いわゆる「灘」集団（第三十七軍）が編成された。灘集団軍司令部内には同時に軍政部が創設され、ここで終戦時まで軍政が担当されている。灘集団の軍政本部は「クチン」に置かれたが、44年3月からは「ゼツセルトン」に移駐している³⁶⁾。

『北ボルネオ軍政概要』（1946年、第三十七軍）によれば、灘集団の軍政部はその軍政管区を中央監督府と地方府に分け、中央府には審議室、総務部、警務部、交通部、産業部、財務部を設けそれぞれ所要の課を置き参謀長がこれを統轄していた。各地方はクチン州、シブ州、ミリ州、東海州、西海州の五州に分けられた。以後44年9月の軍政機構改正まで基本的には上述の機構で軍政が実施されている。44年9月には軍政機構が改正され、軍政部は総務部、産業部、通信部、民生部の四部編成となり、その他会計監査部を有しており、参謀長は軍政監に準じる職務権限を付与されていた。なお、教育に関する事務は、民生部で取り扱われていたと思われる³⁷⁾。

初期の軍政の実施段階ではまず「(一) 民心ヲ把握シテ治安ノ維持」、「(二) 重要国防資源ノ取得」、「(三) 産業ノ振興ヲ計リ現地自戦自活ノ確保」対策が重視され、文教政策は「民心ノ把握対策」のうちの「民族対策」の側面から捉えられていた。民族対策の基本は「低民度ノ現地住民ヲ其ノ保放置スル民族間ニ動搖摩擦スルノ現状ニアリ且ツ多年ニ亘ル歐米的民族性格ハ一朝

ニシテ払拭セラレズ表面親目的態度ヲ示シ乍ラ抗日態度ノモノアルノ現状ニ鑑ミ之が平穏ニ皇恩ニ浴スル如ク施策シ以テ復興氣分ヲ合致軍ノ施策ニ積極的協力ヲ為サシムル如ク」³⁸⁾方策をとることであった。

この地域では各民族が多様なため、各民族を従来の「殖民的性格ヨリ解放シ」、「適正」なる発達を助長して、その地位を向上せしむるようにすることが重要であるとしている。とりわけ「イバン」族、「ドスン」族についてはその「律儀的ナル性格ヲ」指導利用し、「マライ」人等はその怠惰性を是正し、機械操作に対する愛好性を利用することなど、各民族毎にその特性を利用することが定められている³⁹⁾。

またこの地域に多く居住する華僑については、「灘集団ノ編成ナルヤ之ガ動向ニ対シテ嚴ニ注視スルト共ニ華僑代表ヲ司令部ニ集合セシメ參謀長ヨリ絶対忠順ヲ証左セシムルト共ニ政治、経済的ノ実勢力ヲ漸次拘制」し、「蔣政権ハ勿論国民政府トノ関連又ハ政治結社ハ一切コレヲ認メズ経済機構ハ下部組織ニ活用」⁴⁰⁾することが示されていた。軍政当局にとっては、この地域に多い華僑の取り扱いは昭南と並んで重要な事項であった。

したがって華僑政策の変更がそのまま教育政策に影響を及ぼすといった状況であった。たとえば1944年3月には南方総軍による華僑対策の変更がみられる。これに伴って灘集団司令部では「総軍ニ於ケル総務部長会同研究懇談事項」が出され、北ボルネオにおける華僑対策を述べているがその中の「九、華僑対策ノ将来」の(三)対策の「6教化指導」では「学校教育ハ軍ニ於テ掌握シ経費ハ州負担トシ要スレバ整理又過渡的ニ経費ノミ彼等自体ノ支出ヲ認メアリ」⁴¹⁾とされていることなどはその典型である。

(2) 「灘」集団の基本的教育政策

日本軍の進攻とともに学校や教会は閉鎖されていたが、学校の再開については42年1・2月頃からマレー語学校を手始めに漸次実施されてきた。4月中旬からは中国語学校も徐々に再開されてきた。軍は原住民のために、教育に適する者を選び学校に派遣して日本語教育に当たらしめるとともに、「児童用文房具其他ヲ配給シ学校再開ヲ積極的ニ援助」⁴²⁾したという。

灘第九八〇一部隊による『北「ボルネオ」軍政概要』(42年10月1日)には基本的教育政策がみられる。現地人の教育に関しては「教育ノ根底ヲナスハ從來滲透シアル物質的見地ニ立ツ英米崇拜思想ノ芟除ニシテ、併セテ日本施策ニ貢献スル如キ勤労性、技術能力ヲ教習スルニ在リ。然シテ将来ハ別トシ當分ノ間教育特ニ高等政治経済教育ハ獎励セズ又学校入学等モ必ズシモ獎励セザル方策ナリ」⁴³⁾とされている。また日本語普及に関しては「日本語ヲシテ大東亜共栄圏内ニ於ケル標準語タラシムル方策ノ下ニ速成講習会、学校ニ於ケル正科目トシテノ授業等ニ依リ積極的ニ」⁴⁴⁾行われていた。日本語以外の言語についてはこの時期には、「支那語モ暫ク之ヲ認ムルモ漸次之ヲ控制スル方策ノ下ニ、目下馬來語ノミヲ公用語トシテ日本語ノ副語的立場ヲ与ヘアリ」⁴⁵⁾とされている。

このように灘集団の文教当局の基本的教育政策は、第一に現地住民の教育に関しては「英米

思想」を排除し、第二に「勤労性、技術能力ヲ教習」することであると同時に、第三に日本語の普及であったことが明確に示されている。とりわけ日本語を学校における「正科」に組み入れていることは注目に値する。また主要地には短期講習会が開催されて日本語の普及が図られていた。学校の経営は州庁経営を本則とし、43年12月には戦前の六割の学校が再開されたと記録されている⁴⁶⁾。

ところで「北ボルネオ軍政概要」によると、「民族対策」の中では、軍中央の方針に従って「各種民族ニ対シテハ邦人トノ平等観念」を与えず、「大和民族」が「永遠ニ其ノ指導性ヲ確保セシム之ガ為特別ノ地位ヲ付与シ指導者トシテノ鍊成ヲ図リ血液ノ純血ヲ保持セシム」⁴⁷⁾ことが述べられている。またこの「民族対策」の中では、北ボルネオの現地に進出している一般の在住邦人の鍊成指導方針について、教育指導要領が掲載されている。このことは、特に大東亜建設審議会第三部会における論議や答申と関連して興味深いので、以下に載せておきたい。とりわけ「血液ノ純潔保持」は、政策として重要な部分であろう。

〔一〕邦人ノ矜持保持、1指導者タルノ念慮ヲ以テ現地住民ニ接スル如ク自肅自戒セシム、2現地住民化ノ予防、3現地住民ノ前ニ邦人ノ惡習ヲ露呈セザル如ク戒慎ス、4現地住民ノ取扱ニ注意ス、5在留邦人中現地住民トノ間ニ有スル既存係累ノ清算 〔二〕血液ノ純潔保持 1現地住民トノ同棲婚因ヲ拘制又ハ禁止ス 〔三〕邦人ノ結合組織化 〔四〕商社ニ対スル指導」⁴⁸⁾

この「北ボルネオ軍政概要」自体は草案が黒インク書の手筆のものであり、その上から朱で相当の部分が修・訂正されている。上述の部分は草案でありのち朱によって削除されているものではあるが、しかしたとえ草案の段階でも何らかの根拠ある資料に基づいて作成されているものと思われ、この中の記述は基本的には信頼しうるものと思われる。

2 北ボルネオ各州における日本化の教育施策

北ボルネオは日本軍によって、その行政管轄区域を、東海州、西海州、ミリ（美里）州、シブ（志布）州、クチン（久鎮）州の五州に分けられた。『北「ボルネオ」軍政概要』によれば、各州によって軍政機構は若干異なるが、たとえば東海州では、州長官の下に長官官房、総務部長、警務課長、土木課長、産業課長、財務課長、保健課長が配置されており、組織の大きい総務部には敵産管理班など全部で六班あり、その中の「学務班」が文教を担当していた。本節では日本軍の占領後の42年9月頃までの状況を、以下に述べておきたい。

まず東海州においては、日本「国民学校」である「タワオ」本校、および「テーブル」分校、「タイガー」分校があった。また「モステン」農園内に設けられた「モステン」分校は拓務省の管轄であった。これらの学校は戦前からあったもので、「タワオ」、「テーブル」、「タイガー」3校合させて教員6名、男女生徒数235名であった⁴⁹⁾。

マレー語学校および中国語学校においても42年9月1日より、1週各学年とも少なくとも6時間を「正科トシテ日本語ヲ課スベキ旨ノ通牒ヲ発シ実施」⁵⁰⁾しはじめており、一般青年男女のために日本語講習会を随所に開催するなど、日本語の普及は重視されている。しかしこの地域

の中国語学校は、戦争とともに人口が地方に分散したり学校閉鎖に追い込まれるものも多かった。学校数は戦前には「サンダカン」のみで28校あったが、日本軍進攻後には「サンダカン」県14校、「ラハダト」県2校、「タワオ」県3校、合計19校であった⁵¹⁾。

日本語の普及については、まず日本語速成班（講師2、生徒144名）が42年3月10日に創立され（7月15日、日本語講習所に合併）た。また軍は日本語夜学（3月29日創立、講師1、生徒37）、大日本軍日本語学校（4月3日創立、講師2、生徒52、8月12日、日本語講習所に合併）を設け、他方各学校においては1週間6時間正科として日本語を配当している。その他工場、事業場等にて日本語講習所が数多く設立されている。なお、各種の教会に属する学校は1校を除いてすべて閉鎖されていた⁵²⁾。

ミリ州では42年9月の時点では、学校はマレー語学校28校、中国語学校7校、その他3校であり、学校入学生徒数は1,574名であり、入学適齢児童の13分の1にすぎなかった。ミリ州では現地人に対する日本語普及については、ミリ市、ブルネイ市において、各学校で正科として実施している他、一般に日本の唱歌、体操等の教授を行いつつあるとされている⁵³⁾。

シブ州においては「教育ハ一般ニ低調ニシテ中等以上ノ学校ナク、文化施設ノ見ルベキモノ無シ」⁵⁴⁾とされている。42年7月現在の児童の就学率はおよそマレ一人65%，中国人40%，その他は皆無に近い状態であった。当時開校していたものは、マレー語学校19校で生徒数1,470名であり、中国語学校27校で生徒数810名であった。中国語学校は経費難から閉鎖されている学校が多くあった⁵⁵⁾。

なお、学校再開に当たっては民族意識を喚起するため「華僑、中華、馬来等従来ノ名称ハ之ヲ廢止シ……重点ヲ日本語普及ニ指向セシメタリ」⁵⁶⁾とされている。なお、10月1日からはシブ市に日本語講習所が開設されている。

クチン州においては42年1月末より徐々に学校が再開してきた。学校数はクチン県16校（生徒数1,439名、教員33名）、「シマンガン」県11校（生徒数623名、教員17名）計27校であった。中国語学校は50余校あったが、教科内容の検閲を行った結果再開校数は15校になり、生徒数は激減したという。また「日本語普及ノ教員難ヲ切抜ケル為」8月クチン市にクチン日本語講習所を設置し、初等科、中等科、高等科三段階を設け、各科6カ月とし生徒300名を収容しており、教職員は嘱託3名、兵4名をもって開所している。⁵⁷⁾

なお、「英領『ボルネオ』軍政ノ概要」（第一復員局）によれば、北ボルネオでは学校の經營はマレー語学校を除き從来個人經營的なものであったが、日本軍によって州の經營に改め43年12月には「戦前ノ六割開校スルニ至」と記録されている。⁵⁸⁾なお「北ボルネオ軍政概要」（防衛庁所蔵）によると、この資料とほぼ一致した就学状況が掲げられている。43年12月の北ボルネオの現地住民の子弟の教育状況は、図1のとおりである⁵⁹⁾。

なお1943年度『北ボルネオ軍政概要』（灘集団、1944年9月1日）によると、43年10月頃（日付の特定はできないが）には、日本語が週当り4時間必修となっていることが記されている⁶⁰⁾。

図1

州別	学校数	教員数	児童数
東海州	16	37	651
西海州	41	67	1,751
ミリ州	42	109	2,720
シブ州	39	106	3,186
クチン州	38	125	3,078
計	176	444	11,385

以上のように英領北ボルネオにおける教育政策をみても、他の占領地と同じく、日本語は必修科目として現地住民の学校において教えられていた。しかしこの地域では日本語を教授用語としたかどうかについては、筆者には不明である。

また教育方針の中でも、職業・技術教育の前提となる「勤労性」が強調され、「技術能力」が要求されるなど、重要国防資源の獲得という軍

の戦争目的に従う職業・技術教育が展開されていたことは容易に推測できる。

おわりに

旧英領ビルマを支配したのは第十五軍（「林」集団）であり、のちにはビルマ方面軍（「森」集団）へと軍の編制が変化しているが、後者は基本的には前者の政策を引き継いでいる。日本はビルマに対しても戦争初期から独立を認める方針であった。したがって軍による直接統治の形をとらず、行政を通じての間接統治を行っている。またビルマでは日本軍政下の43年8月に独立「ビルマ共和国」が誕生している。ビルマの教育の基本方針は「林集団占領地統治要綱」（42年3月）や「軍命第一二号集団命令」（42年8月）にみることができる。これらの基本方針によれば教育においては、「拝英米思想ヲ根絶シ」、「大東亜共栄圏理念ヲ徹底」することであり、そのために排日教育を「絶滅」し、日本語の普及を図ることであった。ビルマにおいても学校教育の中で日本語を必修としている。ただし日本語の普及に関しては既存の学校によるよりは数多く設置された日本語学校による方法に重点が置かれていた。ビルマ全土で約60校にものぼる日本語学校を核として、その他軍による各種の講習会等において日本語の普及が実施されていたのである。しかしビルマは日本陸軍の最前線にあたるため、その普及は容易なことではなかった。また戦争初期から日本政府はこの地域の独立を前提としていたため、教育政策の上で住民を「皇民」、「臣民」等として取り扱うようなことは全くなかった。また日本語を教授用語ともしていない。なおビルマにおいてもビルマ語の普及に重点が置かれている。この言語がビルマにおいて有力な言語であったからではあるが、その他の少数民族の言語に対する配慮はみられない。

一方、陸軍担当地域のうちでは最も人口希薄な地域である旧英領北ボルネオは、第三十七軍（「灘」集団）が支配した。この地域は華僑の人口比率の高い所であり、住民対策の視点から教育が考慮されていた。北ボルネオにおいても基本的教育政策は、第一に「物質的見地ニ立ツ英

米崇拜思想」の排除であり、「日本施策ニ貢献」する「勤労性、技術能力」の教習であった。第二には、日本語の普及が重要視されていることである。日本語を大東亜共栄圏内における標準語とすべく公用語とした。またこの地域ではマレー語も公用語としている。日本語の普及は各種の講習会において軍が積極的に推進している。また学校における日本語の普及に関連して、これを教授用語としたかどうかは不明であるが、少なくとも日本語が北ボルネオ各州の学校において必修とされたことは確かである。この他に「灘」集団の教育政策には、大東亜建設審議会第三部会の答申にみられるような「邦人ノ矜持保持」、「血ノ純潔」等に関する政策がみられる。

参考文献

- 1) 太田常蔵『ビルマにおける日本軍政史の研究』吉川弘文館、1967年、63—64頁。
- 2) 同上書、185頁。
- 3) 森第七九〇〇部隊『緬甸軍政史』(以下『緬甸軍政史』と略す)、1948年9月、116頁。
- 4) 同上書、付表第24。
- 5) 太田、前掲書、185頁。
- 6) Maung Kyaw Win, *Education in the Union of Burma before and after Independence*, M. A. Thesis, The American University, Washington, D. C., 1959, p. 68.
- 7) ビルマ軍政監部の文教部長であった田上辰雄は、当時のことを回顧して「私は英語は意志疎通の方便であつて、これを敵視するのは正当でないことを主張し、ビルマ從来の学校における語学の選択は自由にして、日本語学校を別に併立していくことを主張した」と述べている(田上辰雄「ビルマ進駐直後の軍政と日本語学校」セクバン会編『せくばん—ビルマ日本語学校の記録』修道社、1970年、6頁)。以下、単に『せくばん』とのみ記す。なお、從来の学校教育に関しては日本語を必修としている(太田、前掲書、189頁)。
- 8) 『緬甸軍政史』付表第45。
- 9) 同上書、119—120頁。これらの日本語学校は、各地で活発な日本化の教育を行っているが、当時軍の宣伝班の一員としてビルマに従軍していた高見順は日本語学校での学芸会の事をその日記に残している。かなり小さな子供たちまで演技している様子に感激していることが記録されている。そのプログラムは「一、開会の辞、二、愛国行進曲、三、話し方、四、ビルマ剣劇、五、劇『明けゆくビルマ』、六、体操建国体操、七、齊唱荒鶯の歌、八、表情遊戯露營の歌、九、話し方日緬親善について、十、独唱上海の花壳娘、十一、劇花咲爺、十二、閉会の辞」であった。以上、高見順『高見順日記』第2巻ノ上、勁草書房、1966年、20—24頁より。また、蘭貢第二日本語学校については、遠藤伝『日本語教師の転戦記』(非売品)、1975年に記述されている。
- 10) 『緬甸軍政史』120頁。『ビルマ新聞』(1943年1月19日)によれば、軍蘭貢日本語学校の第3回入学式が1月18日に同校講堂で行われ、入学を許可された者は639名にのぼっており、最年長は35歳で、最年少は11歳であったとされている。
- 11) 『緬甸軍政史』120頁。
- 12) 太田、前掲書、517頁。
- 13) 『緬甸軍政史』121頁。
- 14) 秋山修道「緬甸国立日本語学校日本語教員養成所日本語教科書編纂経過報告」『せくばん』59頁。
- 15) 同上書、63頁。
- 16) 同上資料、7頁、および太田、前掲書、190頁、森山康平・栗崎ゆたか『証言記録大東亜共栄圏』新人物往来

- 社, 1976年, 81頁など, 参照.
- 17) 『緬甸軍政史』118頁.
 - 18) 同上書, 123頁.
 - 19) 同上書, 118—119頁.
 - 20) 同上書, 119頁.
 - 21) 同上書, 122頁.
 - 22) 同上書, 432頁.
 - 23) 同上書, 433頁.
 - 24) 同上, 『ビルマ新聞』(1943年2月2日)によれば, 2月1日にタウンジーのこの養成所に入所した者は全部で40名, そのうち婦人は10名となっている.
 - 25) 同上書, 434頁.
 - 26) 同上書, 435頁.
 - 27) 同上書, 434頁.
 - 28) 同上書, 312頁.
 - 29) 岩武照彦『南方軍政下の経済施策』上巻, 汲古書院, 1981年, 41頁.
 - 30) 太田, 前掲書, 402頁.
 - 31) 『せくばん』755頁.
 - 32) 太田, 前掲書, 405頁.
 - 33) 同上書, 406頁.
 - 34) 『せくばん』2頁.
 - 35) 森宣伝部『緬甸建国』ビルマ新聞社, 1944年, 69頁.
 - 36) 「北ボルネオ軍政概要」(1946年7月, 第三十七軍), 頁打ちなし.
 - 37) 同上.
 - 38) 同上.
 - 39) 「英領『ボルネオ』軍政ノ概要」(第一復員局), 頁打ちなし.
 - 40) 「北ボルネオ軍政概要」.
 - 41) 「総軍ニ於ケル総務部長会同研究懇談事項」(1944年3月, 灘集団司令部).
 - 42) 灘第九八〇一部隊『北「ボルネオ」軍政概要』(以下『北「ボルネオ」軍政概要』と略す) 1942年, 9頁.
 - 43) 同上書, 10頁.
 - 44) 同上.
 - 45) 同上.
 - 46) 「英領『ボルネオ』軍政ノ概要」.
 - 47) 「北ボルネオ軍政概要」.
 - 48) 同上.
 - 49) 『北「ボルネオ」軍政概要』, 85—87頁.
 - 50) 同上書, 88頁.
 - 51) 同上書, 87頁.
 - 52) 同上書, 88—89頁.
 - 53) 同上書, 159—160頁.
 - 54) 同上書, 186頁.
 - 55) 同上.
 - 56) 同上書, 187頁.
 - 57) 同上書, 208—209頁.
 - 58) 「北ボルネオ軍政概要」.
 - 59) 灘集団『北ボルネオ軍政概要』(1943年度) 1944年9月1日, 85頁.

(平成5年10月15日受理)